

住宅再建に伴う「引っ越し補助金」～申請を忘れずに～

▷問い合わせ先＝住宅公園課(☎内線328)／復興政策課(☎内線351)

東日本大震災により、居住していた住宅が被害を受け、市内に新たに住宅を確保した世帯は、引っ越し費用の補助を受けることができます。

①住宅再建移転補助金

▷対象＝次の要件をどちらも満たす世帯

- ・東日本大震災により、居住していた住宅が全壊(滅失が条件)した世帯、または半壊や大規模半壊した住宅を解体した世帯

- ・市内に居住する住居を確保し、引っ越した世帯

▷補助金額＝一律5万円

※災害公営住宅や民間賃貸住宅への引っ越しも対象となります。

※引っ越し業者などに依頼せず自力で引っ越した場合でも対象となる場合があります。

②防災集団移転促進事業の住宅再建移転に係る補助金

▷対象＝次の要件のいずれかに該当する世帯

- ・災害危険区域に居住していた世帯が、集団移転する場合、または災害公営住宅に入居する場合
- ・第1種災害危険区域に居住していた世帯が自力再建して移転する場合

▷補助金額＝上限80.2万円

【留意点など】

- ・「①住宅再建移転補助金」と「②防災集団移転促進事業の住宅再建移転に係る補助金」は、重複して受給できません。

- ・お問い合わせや申請の際は、り災証明書をご用意ください。

1月の放射線量の測定結果をお知らせします

▷問い合わせ先＝子ども課子ども福祉係(☎内線195)／学校教育課管理係(☎内線291)

市内学校施設などの測定の結果

測定場所	測定日	測定高	測定箇所	最大測定値(μSv/時)
盛小学校	1月18日	50cm	体育館裏軒下2	0.12
大船渡小学校	1月18日	50cm	校庭中央地面1	0.08
末崎小学校	1月18日	50cm	校舎裏倉庫雨どい1	0.10
赤崎小学校	1月19日	50cm	校舎校庭側軒下	0.08
猪川小学校	1月17日	50cm	体育館東側側溝堆積物1	0.10
立根小学校	1月17日	50cm	校庭倉庫雨どい2	0.14
日頃市小学校	1月18日	50cm	倉庫1雨どい1	0.12
大船渡北小学校	1月18日	50cm	体育館西側埋設場所	0.11
綾里小学校	1月19日	50cm	体育館東側雨どい2	0.10
越喜来小学校	1月17日	50cm	駐車場中央	0.05
吉浜小学校	1月17日	50cm	校舎裏雨どい2	0.18
第一中学校	1月17日	100cm	プール東側埋設場所	0.11
大船渡中学校	1月18日	100cm	プール裏雨どい2	0.09
末崎中学校	1月18日	100cm	体育館東側集水マス	0.06
赤崎中学校	1月19日	100cm	体育館側軒下	0.06
日頃市中学校	1月18日	100cm	校舎正面水路	0.10
綾里中学校	1月19日	100cm	体育館裏埋設場所	0.11
越喜来中学校	1月17日	100cm	校舎裏軒下2	0.11
吉浜中学校	1月17日	100cm	校舎裏軒下2	0.09
綾里こども園	1月19日	50cm	園庭中央地面1	0.07
越喜来こども園	1月17日	50cm	北側入口側溝	0.06
吉浜こども園	1月17日	50cm	園庭中央地面	0.08
海の星幼稚園	1月18日	50cm	園庭中央地面	0.09
綾里キッズ	1月19日	50cm	建物南東側溝	0.09
盛川河川敷	1月19日	50cm	佐野橋方向グラウンド端	0.10
三陸総合運動公園	1月19日	50cm	テニスコート東コート体育館側	0.09

※測定結果の詳細は、市のホームページで公表しています。

(7) 広報大船渡お知らせ版 30.2.20(No.1121)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

中赤崎地区(その6)防災集団移転住宅団地への移転希望者を募集します

▷申込先／問い合わせ先＝復興政策課管理係(☎内線339・351)

市では、中赤崎地区(その6)の防災集団移転住宅団地内の宅地における空き区画について、新たに移転希望者を募集します。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

▷募集区画の概要

所在地	面積	土地売買価格	年間貸付料(※) 【当初10年間】
赤崎町 字山口59-21	331.01㎡	4,799,645円	71,994円

※年間貸付料は「適正な時価の5%」となりますが、当初10年間は「適正な時価の1.5%」に減額されます。

▷申し込みの主な条件

①平成23年3月11日時点において、各自治体が条例に定める津波を区域指定の理由とする災害危険区域内に居住し、り災証明書の交付を受けていること

②他地区の防災集団移転促進事業に申し込みしていないこと

※この他にも条件があります。

▷申込方法＝申込書に必要事項を明記の上、り災証明書を添えて、直接お申し込みください。

※申込書は、市役所本庁復興政策課に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

▷申込締切日＝3月23日(金)

※土・日曜日、祝日は受け付けていません。

▷区画決定方法など

- ・申込者が複数の場合は、抽選で決定します。
- ・申込締切日までに申し込みがない場合は、常時募集とし、先着順で受け付けます。
- ・公募結果などは、随時市のホームページでお知らせします。

▷その他＝本区画のほか、神坂地区【末崎町】、小河原地区【末崎町】、永浜地区【赤崎町】、中赤崎地区(その1・その2)【赤崎町】、崎浜地区(三陸町越喜来)の防災集団移転住宅団地内の空き区画については、常時募集(先着順)を行っています。

～学生の皆さんへ～市外に引っ越したら住民票を移して投票に行きましょう

▷問い合わせ先＝選挙管理委員会(☎内線164・168)

■市外に引っ越す学生の住民票と選挙権

学生が、転出・転入届を出さないまま、市外のアパートなどに住んでいると、選挙のとき、本市でも、引っ越し先の自治体でも投票することができません。

なぜなら、本市に住民票があっても実際に住んでいない場合、本市の選挙人名簿に登録されるべきでない人となるからです。また、引っ越し先の自治体では転入届が出されていないことから、その自治体の選挙人名簿に登録されないためです。



若者の一票大切に
【写真】大船渡高校での
模擬投票の様子

■市外に転出する学生が選挙権を得るには

市外に引っ越す学生が投票するためには、本市で転出手続きを行い、引っ越し先の自治体で転入手続きを行うことが必要です。

引っ越し先の自治体に転入手続きをした日から引き続き3カ月以上経過すると、その自治体の選挙人名簿に登録され、投票することができます。

■市外転出後3カ月たらずに国政選挙があるとき

国政選挙では、転出する前に18歳となり、本市に3カ月以上住んでいたのであれば、本市の選挙人名簿に登録されているので、不在者投票などの方法で投票することができます。

※市外に転出した人は大船渡市の選挙の投票はできません。また、県外に転出した人は岩手県の選挙の投票はできません。